

江別市特定空家等解体補助金の概要

1. 補助金額・募集件数

補助金額：工事費用（家財処分費及び消費税額を除いた金額）の**3分の1**（千円未満切り捨て）

補助上限額：**30万円**

募集件数：**5件**（先着順）

2. 対象となる建築物

江別市内に所在し、次の**すべて**の要件を満たす空き家等

- 個人が所有していること
- 市が認定する特定空家等のうち、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であること
- 所有権以外の権利が設定されていないこと
- おおむね年間を通じて使用していないこと
- 故意に破損させていないこと

3. 対象となる方

対象となる建築物の所有者等（所有者が死亡している場合は相続人）であって、次の**すべて**の要件を満たす方

- 対象建築物を売買により取得した場合、事前調査申請時において取得してから**1年以上**経過していること
- 申請者の世帯員全員が**市税を滞納**していないこと
- 申請者の世帯員全員が**暴力団員**ではないこと
- 対象建築物の所有者等（所有者等が複数いる場合は、当該所有者等全員）が過去に本補助金の交付を受けていないこと

4. 対象となる工事

次の**すべて**の要件を満たす工事

- 対象建築物及びその敷地内の門、塀、樹木等を**すべて解体（除却）**する工事であること
- 補助金の交付決定後、申請者が請負契約を締結すること
- 令和6年2月29日（木）までに実績報告ができる工事であること

5. 施工業者の要件

江別市内に事業所、支店または営業所を置く建設業者であって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき道知事の解体工事業登録を受けた事業者、または建設業法による許可を受け建設工事を請け負う事業者であること

令和5年度

資料5

危険な空き家

の解体にかかる費用の一部を助成します！！

江別市特定空家等解体補助金

江別市内の生活環境の保全を図るために、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあり、周囲への影響と危険の切迫性が認められる空き家（特定空家等）を解体（除却）する場合に解体費用の一部を助成します。

最大**30万円**



募集期間

令和5年5月8日（月）～令和5年8月31日（木）

※補助対象となる空き家が募集件数（5件）に達し次第、受付を終了します（先着順）

«お問合せ先»

江別市建設部建築指導課

江別市高砂町6番地 市役所別館（建設部）1階

☎ 011-381-1042

FAX 011-381-1078

✉ kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp

江別市特定空家等解体補助金の手続の流れ

